

令和6年11月14日  
保健福祉部健康安全局





## 【説明の趣旨】

- 全庁的な道条例の点検・見直し及び8020推進条例の検討状況について
- 今後の対応について

### 【全庁点検の背景】

- 道が所管する条例の多くには、5年ごとに施行状況等について検討を行う旨の文言が記載されており、令和6年度は、全庁で8020推進条例を含む70条例がその対象。
- 条例の見直しは、所管部で行うことが基本であるが、それぞれが独自の視点で行うのではなく、統一的な視点でのチェックが必要。
- 点検に当たっては、①基本方針(法、総合計画・特定分野別計画)との整合性、②条例の規定が適正であるか(社会情勢等の変化等への対応)の視点で実施。

# 1 北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例に係る経過について

	道条例・基本計画の動向 (北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例)	法等動向 (歯科口腔保健の推進に関する法律)
H21	○条例制定・施行	
H23	○法制定を踏まえた検討 ⇒条例改正は要しない	 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歯科口腔保健の推進に関する法律制定・施行(H23.8)</li> <li>※ (地方公共団体責務)</li> <li>国の基本理念にのっとり地域状況に応じた施策を策定</li> </ul>
H24	■基本計画「北海道歯科保健医療推進計画」を策定(～H29)	 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(概ね10年周期、5年を目途に中間評価)(H24.7)</li> </ul>
H26 H29	○見直し検討年 ⇒条例改正は要しない	
	■基本計画「北海道歯科保健医療推進計画」を策定(～R5)	
R元	○見直し検討年 ⇒条例改正は要しない	 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の一部改正(R元.11)</li> </ul>
	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block;">                     市町村歯・口腔の健康づくり ガイドライン改定                 </div>	
R5	■基本計画「北海道歯科保健医療推進計画」を策定(～R17)	 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の全部改正(概ね12年周期、6年を目途に中間評価)(R5.10)</li> <li>※ 関連計画と整合を図り計画期間を変更</li> </ul>
R6	○見直し検討年	

## 2 北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例に係る施行の状況について

(北海道歯科保健医療推進計画における数値目標の評価と見直し)

○ 前計画の数値目標を評価し、新たな数値目標を設定

### 前計画(～R5)における目標値及び評価と現行計画(R6～)の目標値

項目	基準値	道の最終評価時の値	目標値(R5)	評価	目標値(R17)	(参考) 国の直近の値
むし歯のない3歳児を増やす	82.9% (H28)	89.7% (R3)	90.0%以上	改善傾向	95%以上	91.4% (R4)
12歳児のむし歯(1人平均むし歯数)を減らす	1.5本 (H29)	1.0本 (R3)	1.0本以下	目標値到達		0.56本 (R4)
フッ化物洗口実施市町村を増やす	174市町村 (H30.3末)	175市町村 (R4.3末)	全市町村	増加傾向	全市町村	該当指標無し
20歳代で歯肉に炎症所見を有する者の割合を減らす	29.8% (H28)	21.1% (R4)	25.0%以下	目標値到達		21.1% (H30)
40歳代でデンタルフロス又は歯間ブラシを使用する人を増やす	53.6% (H28)	66.4% (R4)	60.0%以上	目標値到達	80.0%以上	該当指標無し
50歳代でデンタルフロス又は歯間ブラシを使用する人を増やす	54.8% (H28)	69.3% (R4)	60.0%以上	目標値到達	> 85.0%以上	該当指標無し
60歳代における咀嚼良好者の割合を増やす	66.8% (H28)	70.3% (R4)	80.0%以上	改善傾向	80.0%以上	81.5% (R4)
60歳で24本以上の歯を有する人の割合を増やす(55～64歳)	48.0% (H28)	65.9% (R4)	60.0%以上	目標値到達	>> 95.0%以上	80.9% (R4)
過去1年間に歯科健診を受診した人の割合を増やす	28.3% (H28)	41.0% (R4)	40.0%以上	目標値到達	>> 70.0%以上	58.0% (R4)
80歳での咀嚼良好者の割合を増やす(新)					70.0%以上	63.8% (R1)
80歳で20本以上の歯を有する人の割合を増やす(75～84歳)	34.2% (H28)	46.5% (R4)	50.0%以上	改善傾向	> 75.0%以上	51.6% (R4)
北海道障がい者歯科医療協力医のいる市町村数を増やす	76市町村 (H29)	75市町村 (R4)	90市町村以上	減少傾向	90市町村以上	該当指標無し

→ 条例の定める計画の指標は、目標に向け概ね順調に推移。

> 目標値を25%以上引上げ

→ 新たな指標や目標値を設定し、北海道の歯科保健医療のより一層の推進を図る。

>> 目標値を30%以上引上げ

### 3 北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例について

#### (北海道歯科保健医療推進計画における数値目標の評価と見直し) 北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例

平成21年6月26日 条例第62号

#### 第2章 歯・口腔の健康づくりに関する基本的施策等

(北海道歯科保健医療推進計画)

第8条 知事は、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「道歯科保健医療推進計画」という。）を定めなければならない。

2 道歯科保健医療推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する基本的な目標。

(2) 道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する次に掲げる基本的な施策。

ア 道民が歯科健診、保健指導等の必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境の整備及び普及啓発。

イ 歯・口腔の健康づくりに資する情報の収集及び提供。

ウ 歯・口腔の健康づくりの取組に関わるものとの連携体制の構築。

エ 離島及びへき地における適切な歯科保健医療サービスの確保。

オ 歯科保健事業に携わる従事者の確保及び資質の向上。

カ 歯科保健事業の効果的な実施に資する調査研究の推進。

キ アからカまでに掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な事項。

(3) 前2号に掲げるもののほか、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項。

3 知事は、道歯科保健医療推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民及び市町村その他歯・口腔の健康づくりの取組に関わるものの意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、道歯科保健医療推進計画を定めたときは、遅滞なく、インターネットその他の適切な方法によりこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、道歯科保健医療推進計画の変更について準用する。

#### 北海道歯科保健医療推進計画 重点施策に

○ 高齢者の歯科保健医療の推進に

「**オーラルフレイル**等の口腔機能に関する知識の普及」

○ 「歯周病の予防」に

「**口腔と全身の健康の関係性**に関する普及啓発」

○ 「障がい者(児)、要介護者への歯科保健医療の推進」に

「**口腔機能の獲得・維持・向上**等による歯科口腔保健の推進」

などについて記載

#### ○ 前計画の数値目標を評価し、新たな数値目標を設定

##### (条例制定の経過)

○ 北海道では全国と比較し学齢期におけるむし歯が多く、また成人期の道民が保有する歯の本数が少ないなどの課題があった。

○ 条例制定当時（平成20～21年）、歯科保健について一元的に定めた法律は無く、歯科保健に関しては、健康増進法、母子保健法、学校保健法等のそれぞれにおいて規定されているにとどまっておらず、乳幼児から高齢者まで、すべての道民の健康づくりにかかわる歯・口腔の健康づくりを推進するため、議員提案条例として道議会に提出され、平成21年(2009年)6月に「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」が制定された。

##### (条例のポイント)

① 国の歯科口腔保健の推進に関する法律に先駆けて制定

② **基本的施策を北海道歯科保健医療推進計画に付託**

③ 市町村が役割に応じて効果的に歯・口腔の健康づくりの指針に取り組むうえでの基本となる指針（ガイドライン）の策定について規定

④ 効果的な歯科保健対策として、保育所・学校等におけるフッ化物洗口という具体的な施策を盛り込んでいる

⑤ 毎年11月8日～14日を北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間として設定

##### (年次報告・検討)

○ 毎年度、議会に歯・口腔の健康づくりに関する施策の推進状況について報告する。

○ 条例施行の日から5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 【道の考え方】

- ① 「オーラルフレイル」の文言は、現在、条例に使用されていないものの、条例に定める「歯科保健医療推進計画」において、「オーラルフレイル等の口腔機能に関する知識の普及啓発」を明記しているところ。
- ② 一方で、条例制定から15年が経過し、8020を実現する上で重要な「オーラルフレイル対策」の認知度は向上しており、当該対策とともに関連する取組項目を条例に追加し、施策の更なる充実を図ることで高齢者の口腔機能の維持・向上が期待できる。
- ③ 条例施行後15年間、一度の改正も行っていないことから、「社会情勢の変化」を踏まえた文言の修正等必要な検討を行う。

## 【検討の視点】

- ◆ 健康増進法に基づく歯科健診の対象年齢が引き下げなど制度改正を踏まえた条例の対応
- ◆ 「オーラルフレイル」について日本老年歯科医学会等3学会共同声明が発表(R6.4)されたことを踏まえた条例の対応
- ◆ その他、生涯を通じた歯・口腔の健康の保持増進の重要性が増しているもの

### (条例の施行状況―第2章 歯・口腔の健康づくりに関する基本的施策等〔第8条～第16条〕)

#### 【北海道歯科保健医療推進計画】（第8条）

- ・令和5年に策定
  - ▶ 前計画の推進状況を評価・検討のうえ改定
  - ▶ 状況に応じ、計画推進に向けた新たな数値目標等を設定
- ・計画で定める施策の推進状況は別紙のとおり

#### 【市町村への支援】（第9条）

- ・市町村からの求めに応じて適宜実施

#### 【指針の策定】（第10条）

- ・「市町村歯・口腔の健康づくりガイドライン」を令和2年に策定

#### 【効果的な歯科保健対策の推進】（第11条）

- ・道内におけるフッ化物洗口実施状況は、平成21年度末の28市町村から、令和5年度末現在には176市町村に増加

#### 【障がい者等への支援】（第12条）

- ・平成27年度にオホーツク圏域に歯科保健センターを設置し、全三次医療圏で整備完了
- ・平成29年度までに全三次医療圏で在宅歯科医療連携室の整備を完了

#### 【北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間】（第13条）

- ・毎年度マスメディアを通じた普及啓発や、各種啓発イベントを実施

#### 【道民歯科保健実態調査】（第14条）

- ・令和4年に実施

#### 【年次報告】（第16条）

- ・毎年度8月に開催される、道議会保健福祉委員会に報告

【条例制定道府県:45道府県】

1. 条例に「オーラルフレイル」の文言あり(13府県)

秋田県、福島県、長野県、神奈川県、福井県、岐阜県、三重県、  
京都府、愛知県、兵庫県、徳島県、高知県、長崎県

2. 条例に「オーラルフレイル」の文言なし(32道県)

(1) 「オーラルフレイル」の趣旨を包含していると回答(17道県)

北海道、青森県、岩手県、千葉県、富山県、山梨県、和歌山県、  
鳥取県、島根県、広島県、山口県、岡山県、愛媛県、佐賀県、  
熊本県、大分県、鹿児島県

(2) 「オーラルフレイル」の趣旨を包含していない(未回答含む)(15県)

宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、  
石川県、静岡県、滋賀県、奈良県、香川県、福岡県、宮崎県、沖縄県